

○環境省告示第二十四号

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一号りの規定に基づき、環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十九日

環境大臣 小沢 鋭仁

汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号りの環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置は、次のとおりとする。

一 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の地下への浸透を防止するために必要な構造として汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号ホに定める構造の床及び路面を二重に設けること。

二 特定有害物質を含む固体又は液体が地下に浸透していないことを目視その他の方法により確認するため十分な空間を前号の二重の床の間及び二重の路面の間に設けること。